

大府市指定文化財補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市文化財保護条例(昭和45年大府市条例第56号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づく指定文化財の管理又は修理等に対し、予算の範囲内において交付する大府市指定文化財補助金(以下「補助金」という。)について、条例、大府市文化財保護条例施行規則(令和2年大府市規則第55号。以下「文化財保護規則」という。)及び大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号。以下「補助金等交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、大府市内に存する指定文化財の管理、修理復旧、公開その他の保存活用に関する事業で次の各号に掲げる事業とする。

文化財保存事業 条例第2条に規定する有形文化財、民俗文化財(有形に限る。)記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の保存に関する事業

文化財保存伝承事業 条例第2条に規定する前号以外の文化財の保存伝承に関する事業

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとし、指定文化財の所有者又は管理者に対して交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

文化財保存事業の補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内とし、400万円を限度とする。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度において補助金の交付を受けた場合で、前年度交付の対象となった文化財と同一の文化財について再度修理復旧を行うときは、400万円から補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに当該同一の文化財について交付を受けた補助金の額の合計を減じた額を補助金の交付額の限度とする。

文化財保存伝承事業の補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内とし、10万円を限度とする。ただし、次号に掲げる経費に係る補助を併せて申請する場合にあっては、同号に掲げる額を加えた額を限度とすることができる。

前号本文の規定にかかわらず、需用費(消耗品費のうち衣装代に限る。)については、20万円を限度とすることができる。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、文化財保護規則第5条に定める大府市指定文化財補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

(申請書の取下げ)

第5条 申請者は、補助金等交付規則第7条の規定による交付申請の取下げをしようとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 市長は、補助金等交付規則第9条の規定による計画の変更を承認する場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

2 交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合における次の各号に定める変更は、補助金等交付規則第9条の規定による手続を要しない。

補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(事業遅延の報告)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象事業を予定期間内に完了させることができないと見込まれる場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、補助金等交付規則第10条に規定する実績報告書を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	事業の指導者等に対する謝礼
	記念品等	事業参加者への記念品等に要する経費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業で使用する記念誌等の印刷製本に要する経費
	修繕費	事業の対象となる有形文化財の修理復旧に要する経費
その他	上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費	